

平成2年12月3日

告示第816号

(目的)

第1条 この要項は、県が、中小企業者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号。以下「法」という。）第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）、一般社団法人又は一般財団法人等に対して、中小企業者の事業活動を活性化するための基盤を整備することを目的として行う次の各号に掲げる資金（以下この資金を「中小企業高度化資金」という。）の貸付けについて、必要な事項を定める。

- (1) 中小企業者が、他の事業者との連携若しくは事業の共同化（以下「連携等」という。）を行う事業又は法第2条第3項に規定する中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うために必要な資金
- (2) 一般社団法人又は一般財団法人等が中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行うために必要な資金
- (3) 前2号に附帯する事業を行うために必要な資金

(貸付事業等)

第2条 県は、前条に規定する目的のために、中小企業者その他の者に対して予算の範囲内で、次に掲げる中小企業高度化資金の貸付事業を行う。

- (1) 法第15条第1項第3号ロ、ハ及び同項第15号に掲げる事業のうち、以下に掲げる事業を行うのに必要な中小企業高度化資金を貸し付ける事業

ア 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）に規定する計画に基づく次の事業

(7) 経営革新計画承認グループ事業

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち、経営革新のための事業であり、かつ、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。）第26条第1項の基準に適合する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

(イ) 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業

政令第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち、異分野連携新事業開拓のための事業であり、かつ省令第26条第2項の基準に適合する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

イ 下請振興事業計画承認グループ事業

政令第2条第1項第1号ロに基づく、省令第27条の基準に適合する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

ウ 総合効率化計画認定グループ事業

政令第2条第1項第1号ハに基づく、省令第27条の2の基準に適合する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

エ 施設集約化事業

政令第2条第1項第2号イからニまでに掲げる事業のうち、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

- (ア) 省令第28条第1項第1号イの基準に適合する事業
- (イ) 省令第29条第1項第1号イの基準に適合する事業
- (ウ) 省令第30条第1項第1号の基準に適合し、かつ同条第2項の要件に該当する事業
- (エ) 省令第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ同条第2項第1号イの要件に該当する事業
- (オ) 省令第31条第1項第2号の基準に適合し、かつ同条第4項の要件に該当する事業

オ 連鎖化事業

政令第2条第1項第2号イ又はニに掲げる事業のうち、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

- (ア) 省令第28条第1項第1号ロの基準に適合する事業
- (イ) 省令第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ同条第2項第1号ロの要件に該当する事業

カ 共同施設事業

政令第2条第1項第2号イ又はロに掲げる事業のうち、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

- (ア) 省令第28条第1項第1号ハの要件に該当する事業
- (イ) 省令第29条第1項第1号ロの要件に該当する事業

キ 経営改革事業

政令第2条第1項第2号イ又はニに掲げる事業のうち、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、かつ、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他参加者の抜本的体質改善を図る事業（特定中小企業団体（政令第2条第1項第2号イに掲げる特定中小企業団体をいう。以下同じ。）が、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）に買取予約付きで賃貸する事業を含む。）であって、知事が別途定める基準に適合するもの

- (ア) 省令第28条第1項第1号ハの要件に該当する事業
- (イ) 省令第31条第1項第3号の要件に該当する事業

ク 設備リース事業

政令第2条第1項第2号イに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの要件に該当し、かつ、組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等買取予約付きで賃貸する事業（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等買取予約付きで賃貸する事業を除く。）であって、知事が別途定める基準に適合するもの

ケ 企業合同事業

政令第2条第1項第2号ハからホまでに掲げる事業のうち、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

- (ア) 省令第 30 条第 1 項第 2 号から第 6 号までの要件に該当する事業
- (イ) 省令第 31 条第 1 項第 4 号から第 8 号までの要件に該当する事業
- (ウ) 省令第 32 条及び第 33 条の要件に該当する事業

コ 集団化事業

政令第 2 条第 1 項第 3 号に基づく、省令第 34 条第 1 項の基準に適合する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

サ 集積区域整備事業

政令第 2 条第 1 項第 4 号に基づく、省令第 35 条第 1 項の基準に適合する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

シ 地域産業創造基盤整備事業

政令第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる事業のうち、省令第 36 条第 1 号イに掲げる地域産業の創造に関する計画、同号ロに掲げる認定基盤施設計画、同号ハに掲げる地場産業の振興に関する計画又は同号ニに掲げる認定支援計画に基づいて実施する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

ス 商店街整備等支援事業

政令第 2 条第 2 項第 2 号に基づく、省令第 37 条第 1 号イに掲げる中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）第 4 条第 6 項の認定を受けた商店街整備等支援計画、同号ロに掲げる認定基盤施設計画又は同号ハに掲げる中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 7 条第 7 項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第 41 条第 1 項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同号ニに掲げる商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成 21 年法律第 80 号）第 6 条第 1 項の認定を受けた商店街活性化支援事業計画に基づいて実施する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

セ 地域産業創造基盤整備活性化事業

前条第 3 号に掲げる事業として、過去に地域産業創造基盤整備事業を行った特定会社、一般社団法人、一般財団法人、商工会等又は市町村が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために施設の再整備を行う事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

ソ 商店街整備等活性化支援事業

前条第 3 号に掲げる事業として、過去に商店街整備等支援事業を行った特定会社、一般社団法人、一般財団法人又は商工会等が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために施設の再整備を行う事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が法第 15 条第 1 項第 4 号の業務を行うのに必要な中小企業高度化資金を貸し付ける事業

（貸付けの種類）

第 3 条 中小企業高度化資金の貸付けの種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者貸付

前条第 1 号コ又はサに掲げる事業のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数

が20人以下（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が5人以下）の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。）が専有する施設に係る貸付け

(2) 広域貸付

前条第1号オ、カ又はクからコまでに掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の、当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたる貸付け

(3) 施設再整備貸付

次のいずれかの要件に該当する貸付け

ア 過去に前条第1号アからサまでに掲げる事業のうちいずれかの事業を行った中小企業者が、当該事業に係るものとして新分野への進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために行う施設の再整備に係る貸付け

イ 前条第1号コに掲げる事業を実施した事業協同組合又は協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）が同号の事業として実施する空き区画等の再整備に係る貸付け

(4) 災害復旧貸付

前条第1号に規定する事業のうち、災害を受けた事業用施設の復旧を図るものであって、知事が別途定める基準に適合する貸付け

(5) 緊急健康被害等防止貸付

前条第1号に規定する事業のうち、事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものであって、知事が別途定める基準に適合する貸付け

(6) 普通貸付

前条第1号に規定する事業のうち、前各号に該当する貸付け以外の貸付け

(貸付けの条件)

第3条の2 第2条第1号に掲げる事業に対する中小企業高度化資金の普通貸付の場合の貸付けの相手方、対象施設及び条件は、別表第1及び第2のとおりとする。

2 前条第1号から第5号までのいずれかに該当する場合の対象となる事業及び貸付けの条件については、別表第3のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、別表第4の要件に該当する場合の利率は無利子とする。

4 第2条第2号に掲げる事業に対する中小企業高度化資金の貸付けは、別途機構と協議して決める。

(事業実施計画の提出)

第4条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、中小企業高度化事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の事業実施計画の提出を受けたときは、中小企業高度化事業としての制度要件への適合等について審査を行い、その結果を当該事業実施計画を提出した者に通知する。

(診断等)

第5条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、その事業実施計画について前条の規定に基づく審査により適当と認められたときは、知事に対して書面で申し込むことにより、中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和38年通商産業省令第123号）第4条第3項第2号に規定する設備導入等促進診断（以下「診断」という。）等を受けなければならない。

2 知事は、前項の診断のために必要と認める資料の提出を求めることができる。

(診断報告改善策及び事業実施計画書の提出)

第6条 前条の規定による診断終了後、診断結果に基づく診断報告を受けた者は、診断報告改善事項に基づき事業実施計画書を整備し、診断報告改善策及び事業実施計画書を知事へ提出しなければならない。

(事業認定)

第7条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、事業着工の前に知事に中小企業高度化事業計画認定申請書（別記第1号様式）を提出し、知事の事業認定を受けなければ着工することはできない。

2 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、必要事項の審査を行い、機構の事業認定が必要なものは機構と協議し機構からの事業認定を知事が受けたうえでこれを認定し、その旨を貸付けを受けようとする者に通知する。

(貸付けの申請)

第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、知事が指定する期日までに中小企業高度化資金貸付申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する書類のほか、貸付金の貸付けのために必要と認める書類の提出を求めることができる。

(貸付けの決定)

第9条 知事は、前条第1項の規定による貸付けの申請があったときは、その内容を審査し、貸付金を貸し付けることが適当と認めたときは、貸付けの決定を行い、その旨を中小企業高度化資金貸付決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知する。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行う場合において、必要な条件を付することができる。

(申請書等の変更)

第10条 前条による貸付けの決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、速やかにその旨を中小企業高度化資金貸付変更申請書（別記第4号様式）により届け出て、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届け出があった場合において、必要と認めるときは、貸付決定に係る貸付金の額を変更することができる。

(対象施設の設置期限)

第 11 条 貸付決定者は、貸付けの決定のあった年度内に対象施設の設置を完了しなければならない。

- 2 貸付決定者は、やむを得ない理由により当該年度内に対象施設の設置を完了することができないときは、当該年度の末日前 10 日までに、対象施設設置延期承認申請書（別記第 5 号様式）を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(貸付けの決定の取消し等)

第 12 条 知事は、貸付決定者が次のいずれかに該当するときは、貸付けの決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段によって貸付けの決定を受けたとき。
- (2) 正当な理由がないのに貸付けの決定の内容に違反したとき。
- (3) 貸付けの対象になった施設の全部又は一部の設置を取り止めたとき。
- (4) 破産その他貸付金の償還に支障を及ぼす重大な事態が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要項の規定又は貸付けの決定に付した条件に違反したとき。

(対象施設設置完了検査、貸付金の交付の請求及び交付)

第 13 条 貸付決定者は、対象施設の設置に要した経費の全額の支払いを完了したとき、又は知事が特に必要と認めるときは、対象施設設置完了報告書（別記第 6 号様式）に当該対象施設の設置に要した経費の支払いの事実を証する書面の写しを添付のうえ、知事に提出し、対象施設設置完了検査を受けなければならない。

- 2 前項の規定による検査の結果、対象施設の設置及び設置に要した経費の全額の支払いを知事が確認した場合、貸付決定者は、中小企業高度化資金交付請求書（別記第 7 号様式）を提出して貸付金の交付を請求することができる。
- 3 知事は、前項の規定による貸付金の交付の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、貸付金を交付する。
- 4 知事は、前項の貸付金について、貸付金の貸付けを受けた者（以下「借主」という。）と金銭消費貸借契約（以下「契約」という。）を締結する。この場合において、契約書の様式については別記第 8 号様式によるものとする。
- 5 前項の契約を締結する場合は、速やかに公正証書を作成し、これに要する費用は借主の負担とする。

(保証人)

第 14 条 借主は、前条の契約について、知事が別途定める基準に基づき、保証人を立てなければならない。

- 2 借主は、前項の保証人が欠け、又は保証人について債務の負担能力がなくなると認

められるときは、速やかにこれに代わる保証人を立て、保証人変更承認申請書（別記第9号様式）に他の保証人及び担保を提供した者全員の同意を附して知事に申請し、知事の承認を受けなければならない。

- 3 借主は、前項の理由以外の理由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書（別記第9号様式）に他の保証人及び担保を提供した者全員の同意を附して知事に申請し、知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事は、第2項及び第3項の申請が知事が別途定める基準に適合すると認められる場合、保証人の変更を承認する。
- 5 第2項及び第3項の規定に基づく保証人の変更については公正証書を作成するものとし、これに要する費用は借主の負担とする。
- 6 第1項から第3項の保証人は、借主と連帯して債務を負担しなければならない。
- 7 第1項から第3項の保証人は、その資産等の状況について知事が報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

#### （担保）

- 第15条 借主は、知事が別途定める基準に基づき、貸付対象施設その他知事が適当と認める物件を担保として提供しなければならない。この場合において、県を権利者として抵当権を設定する方法により担保を提供するときは、当該抵当権の設定は、県を第1順位としなければならない。ただし、貸付対象施設以外の物件についてはこの限りでない。
- 2 担保を提供した借主は、知事が承認した場合を除き、担保に提供した物（以下「担保物」という。）を第三者に譲り渡し、若しくは貸し付け、担保に供し、又はその状況を変更し、その他県に損害を及ぼす恐れのある一切の行為をしてはならない。
  - 3 担保を提供した借主は、担保物の価格が滅失、毀損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。
  - 4 借主は、知事が増担保の提供を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。
  - 5 担保の提供に要するすべての費用は、借主の負担とする。

#### （損害保険等）

- 第16条 借主は、対象施設及び担保物について貸付金と同額以上の損害保険を付し、貸付金の償還が完了するまでこれを継続しなければならない。
- 2 借主は、前項の規定により付した損害保険に係る保険金の請求について、県を第1順位の権利者として質権を設定しなければならない。この場合において、質権の設定に要する費用は借主の負担とする。

#### （貸付金の償還）

- 第17条 貸付金の償還方法は、年賦又は半年賦の元金均等の割賦償還によるものとする。ただし、必要があると認められる場合には、定期償還又は元金不均等の割賦償還の方法によることができる。
- 2 前項の1年ごとの償還方法は、1,000円未満の端数を生じたときは、その端数金額は、合計して最終回の償還期に償還する。

- 3 利息の計算は年利計算とし、貸付残高に年利率を乗じて算出する。ただし、1年未満の端数があるときは、次の各号に定めるところにより算出する。
  - (1) 契約書において年2回利息を払うこととしている場合は、貸付残高に年利率と2分の1を乗じて得た額
  - (2) 前号に掲げる場合以外の場合であって1年未満の端数がある場合、又は前号に掲げる場合において半年未満の端数がある場合は、貸付残高に年利率と日数を乗じ、それを365日で除して得た額
- 4 日割計算については、1年を365日として計算する。
- 5 利息の計算期間は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 貸付実行日から、支払期間までとする。
  - (2) 貸付期間中の利息の計算期間が2回以上にわたる場合は、第1回目の利息計算にあつては、貸付実行日から第1回目の支払期日（約定償還にあつては、貸付契約に定める元金及び利息の支払日、繰上償還にあつては、当該償還金の請求において指定した元金及び利息の支払日をそれぞれいう。以下同じ。）まで、第2回目以降の利息計算にあつては、前回の支払期日の翌日から次の支払期日までの期間とする。
- 6 利息の支払方法は、後払いとし、元金償還の約定日に支払を受ける。ただし、据置期間中においては、当該期間中の利息を元金の償還方法に準じて年ごとに支払を受ける。
- 7 支払期日が休日の場合であつて、次の営業日に元金及び利息の支払いが行われたときの利息の計算については、支払期日に支払いがあつたものとして取り扱う。
- 8 利息の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 9 借主は、第1項の規定にかかわらず、知事に申請し、知事が別途定める基準に基づき承認した場合には、償還期間の満了前に貸付金の未償還額の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。この場合において、申請書の様式については別記第10号様式とする。

#### (処分等の制限)

第18条 借主は、貸付金の償還を完了するまでは、貸付対象施設の改造、移転、目的外使用、使用停止、譲渡、交換若しくは貸与をし、又はその運営を他人に委託してはならない。ただし、第24条の知事の承認を受けた事項についてはこの限りではない。

#### (期限前償還)

第19条 知事は、借主が次のいずれかに該当するときは、第3条の規定にかかわらず、貸付金債務及びその債務から生ずる一切の債務の全部又は一部について期限の利益を喪失させ、当該借主に対し貸付金の全部又は一部の償還を命ずることができる。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段によって貸付金の交付を受けたとき。
- (3) 約定日までに貸付金の償還又は利息を支払わなかったとき。
- (4) 貸付対象施設の設置に必要な費用の額が減少したとき。
- (5) 貸付対象施設の全部又は一部の設置を取り止めたとき。
- (6) 倒産（破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始、整理開始若しくは特別清算開始



の申立て、又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされる事態をいう。)、強制執行その他事業を継続し難い事由が発生したとき。

- (7) 正当な理由がないのに、第 24 条の規定による知事の承認を受けず、又は承認の際の条件を遵守せず、若しくは知事に第 25 条の規定による届け出をしなかったとき。
- (8) 大企業（中小企業者以外の会社をいう。）と合併したとき、又は大企業若しくはその役員から資本金の 50 パーセント以上に当たる出資を受けたとき。
- (9) 前各号に定めるもののほか、この要項の規定、契約又は貸付けの決定に付した条件に違反したとき。

#### (償還猶予)

第 20 条 知事は、借主が災害、経済事情の著しい変動、その他特別の事情により当該貸付金の償還が著しく困難と認められ、かつ別途知事が定める基準に該当する場合には、当該借主に対し、償還猶予を行うことができる。この場合において、借主の知事に対する申請書の様式については別記第 11 号様式とする。

#### (複数年の償還猶予)

第 20 条の 2 (削除)

#### (倒産等の状況にある組合員等に係る償還猶予)

第 20 条の 3 知事は、前 2 条の規定にかかわらず、集団化事業又は集積区域整備事業を実施した借主の組合員等が倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別精算開始の申立又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされる事態をいう。以下同じ。）及び廃業（以下「倒産等」という。）の状況にあることを理由として当該借主が貸付金の償還をすることが著しく困難と認められ、かつ知事が別途定める基準に該当する場合には、当該組合員等の占有部分に係る約定返済元金及び約定返済利息の相当額の償還を最終償還期限まで猶予することができる。この場合において、借主の知事に対する申請書の様式については別記第 13 号様式とする。

#### (最終償還期限の延長)

第 20 条の 4 知事は、借主が最終償還期限を迎えた年度において、知事が別途定める基準に該当する場合には、当初の最終償還期限から 10 年を限度とし、知事が実施する診断において必要と認められた期間だけ最終償還期限を延長することができる。この場合において、借主の知事に対する申請書の様式については別記第 14 号様式とする。

#### (期中における最終償還期限の延長)

第 20 条の 5 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において同時に最終償還期限を延長することが必要と認め、かつ知事が別途定める基準に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、最終償還期限となる年度以前において最終償還期限を延長することが

できる。

(1) 第 20 条の規定に基づき償還猶予を認めた場合

(2) 第 20 条の 3 の規定に基づき倒産等の状況にある組合員等に係る償還猶予を認めた場合

(債権の放棄による償還等の免除)

第 20 条の 6 知事は、第 20 条から前条までの規定により貸付けの条件を変更する際に借主と履行延期の特約をした債務で、当初の償還期限（当初の償還期限後に履行延期の特約をした場合には、最初に履行延期の特約をした日）から 10 年を経過したものについて、借主がなお無資力又はこれに近い状態にあり、弁済することができることとなる見込みがないと認められ、かつ知事が別途定める基準に該当する場合には、当該借主に対する債権並びにこれらに係る利息及び違約金を免除することができる。

(県議会の議決に基づく債権の放棄による償還等の免除)

第 20 条の 7 知事の借主に対する債権並びにこれに係る利息及び違約金について、借主が弁済を行うことができる見込みがないと認められ、かつ知事が別途定める基準に該当するときは、知事は、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、県議会の議決に基づいてそれらを免除することができる。

(徴収停止)

第 20 条の 8 知事は、借主が履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行していない場合において、当該借主にこれを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められ、かつ知事が別途定める基準に該当する場合には、借主に対する債権の保全及び取立てを要しないものとして整理することができる。ただし、物的担保（当該貸付けに係る担保物件の価額が担保権を実行した場合の費用及び当該貸付けに対して優先権を有する他の債権等の合計額を超えないと見込まれる担保を除く。）の付されている債権については、この措置の対象外とする。

2 知事は、第 1 項の措置を行った債権について、当該措置をとった後に事情の変更等によりその措置を維持することが不適當となったことを知ったときは、直ちにその措置を取り止める。

3 知事は、第 1 項の措置を行った債権のうち、消滅時効の期間を経過した債権については、債権の消滅の手続きを行う。ただし、借主が時効を援用しない場合は、この限りでない。

(違約金)

第 21 条 知事は、第 19 条第 1 号又は第 2 号に該当することを理由として借主に対して同条の規定により請求するときは、当該請求に係る貸付金の交付の日から償還の日までの日数に応じ、当該請求に係る貸付金の金額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

2 知事は、借主が貸付金の約定償還期日までに貸付金の償還をしなかったとき、又は借主に対し第 19 条第 3 号から第 9 号までのいずれかに該当することを理由として同条の規定

により請求した金額を借主が償還しなかったときは、当該償還期日又は期限前償還をすべき日の翌日から償還の日までの日数に応じ、その延滞した元金につき年 10.75 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

- 3 前 2 項に定める年当たりの割合は、平年又はうるう年を問わず、365 日当たりの割合とする。
- 4 100 円未満の端数金額に対しては、違約金を付さない。
- 5 支払期日が休日の場合であって、次の営業日に元金及び利息の支払いが行われたときの違約金の計算については、支払期日に支払いがあったものとして取り扱う。
- 6 違約金の額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

#### (検査)

第 22 条 借主は、貸付金の交付日を含む決算年度終了後 4 ヶ月以内に、関係書類等を整備のうえ、検査を受けなければならない。

#### (対象施設利用状況報告書等の提出)

第 23 条 借主は、貸付金の償還を終了するまでの間、対象施設利用状況報告書（別記第 15 号様式）に知事が必要と認める書類を附して、毎年 6 月末日までに知事に提出しなければならない。

- 2 借主は、知事が別途定める要領により、その経営状況等を毎年 6 月末日までに知事に報告しなければならない。

#### (知事の承認)

第 24 条 借主は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) 借主が事業実施期間を延長しようとするとき（申請書は別記第 16 号様式）。
- (2) 借主が事業スケジュールを変更又は中止しようとするとき（申請書は別記第 17 号様式）。
- (3) 借主又はその組合員等が貸付対象施設の数量、形式、構造、性能又は寸法を変更しようとするとき（申請書は別記第 18 号様式）。
- (4) 借主又はその組合員等が貸付対象施設の用途の全部又は一部の変更、使用の中止、第三者に対する運営の委託、賃貸、交換又は譲渡をしようとするとき（申請書は別記第 19 号又は第 20 号様式）。
- (5) 借主又は担保物の提供者が担保物を第三者に譲り渡し、若しくは貸し付け、担保に供し、又はその形状を変更し、その他県に被害を及ぼす恐れのある行為をしようとするとき（申請書は別記第 21 号様式）。
- (6) 以下に掲げる者が借主に加入するとき又はそれに伴い貸付金の債務承継を行うとき（申請書は別記第 22 号様式）。

イ 組合員等（組合員等による共同出資会社の新設を含む。）

ロ 合併会社又は出資会社の出資者

ハ 第 2 条第 1 号シからソに掲げる事業に係る施設の入居者又は利用者

- (7) テナントが借主に参加するとき（申請書は別記第 23 号様式）。
  - (8) 借主の組合員等が以下のいずれかの場合に該当するとき（申請書は別記第 24 号様式）。
    - イ 貸付け後に大企業と合併した場合
    - ロ 1 社の大企業又はその役員から 50%以上の出資を受ける場合
    - ハ 大企業又はその役員から 100%の出資を受ける場合
  - (9) 借主が組織変更、合併又は解散したとき若しくはそれらにより新たな法人の設立を行うとき（申請書は別記第 24 号様式）。
  - (10) 借主が貸付対象施設及び担保物に付した損害保険の保険金を直接受領しようとするとき。
- 2 知事は、前項の承認を行うに際して必要があると認めるときは、経営診断又は診断助言等を実施することができる。
  - 3 知事は、前項の承認に必要な条件を付することができる。

#### （届出）

第 25 条 借主は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。届出の様式は、第 1 号の場合にあつては別記第 25 号様式、第 2 号から第 8 号までの場合にあつては別記第 26 号様式とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の変更があつたとき。
- (2) 事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止し、又はその運営について重大な事故があつたとき。
- (3) 災害その他の理由により対象施設が滅失し、毀損し、若しくは使用不能となり、又は強制執行を受けたとき。
- (4) 第 15 条の規定により提供した担保が滅失、毀損し、又はその価値が減少したとき。
- (5) 借主及びその保証人につき、その資力に影響を及ぼす重大な事故が生じたとき。
- (6) 組合員又はテナントが借主から脱退したとき。
- (7) 借主が組合である場合にその約款を改正したとき。

#### （監督）

第 26 条 知事は必要があると認めるときは、借主及びその組合員等に対し、貸付対象施設に関する報告を求め、若しくは事業運営の状況及び関係帳簿を調査し、又は必要な指示及び診断等を行うことができる。

- 2 借主は、貸付け及び当該貸付対象施設の設置等に係る一切の帳簿、書類等を整備し、収支の状況を明確に記載しなければならない。
- 3 借主は、第 2 項の帳簿等を償還が完了するまでの間保管しなければならない。

#### （雑則）

第 27 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成2年12月3日から施行する。

附 則(平成4年4月3日告示第264号)

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県中小企業高度化資金貸付要項に基づき貸し付けられた中小企業高度化資金については、改正後の熊本県中小企業高度化資金貸付要項により貸し付けられたものとみなす。

附 則(平成10年1月7日告示第3号)

この要項は、告示の日から施行する。

附 則(平成11年7月23日告示第563号)

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成11年7月1日から適用する。
- 2 この要項の適用の日から平成14年3月31日までの間の資金の貸付に係る改正後の別表第1から別表第6までの貸付条件の利率の適用については、別表第1から別表第6までの貸付条件の欄中「2.7パーセント以内」とあるのは「2.1パーセント以内」とする。ただし、地域情報化促進事業及び輸入品卸売等経営合理化支援事業(一般)についてはこの限りでない。
- 3 この要項の適用日前に改正前の熊本県高度化資金貸付要項の規定に基づいて貸し付けられた高度化資金については、なお従前の例による。

附 則(平成13年6月11日告示第467号)

- 1 この要項は、告示日から施行し、平成13年4月1日以降新たな貸付決定を行う貸付に関する契約から適用する。
- 2 この要項の適用日前に改正前の熊本県中小企業高度化資金貸付要項の規定に基づいて貸し付けられた高度化資金については、なお従前の例による。

附 則(平成14年6月17日告示第487号)

- 1 この要項は、告示日から施行し、平成14年4月1日以降新たな貸付決定を行う貸付に関する契約から適用する。
- 2 この要項の適用日前に改正前の熊本県中小企業高度化資金貸付要項の規定に基づいて貸し付けられた高度化資金については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月23日告示第312号)

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成16年7月1日から適用する。
- 2 この要項の施行前に改正前の熊本県中小企業高度化資金貸付要項(以下「旧要項」という。)に基づき貸し付けられた中小企業高度化資金については、改正後の熊本県中小企業高度化資金貸付要項により貸し付けられたものとみなす。ただし、この要項の施行

前に旧要項により中小企業高度化資金の貸付けが行われた中心市街地商業活性化事業に係る保証人については旧要項第14条第5項の規定を、貸付金の償還については旧要項第17条第5項の規定を、対象施設利用状況報告書の提出については旧要項第23条第2項の規定を適用するものとする。

- 3 この要項の施行以前に協議中のものについては、知事は、中小企業者と協議の上、従前の取扱いによることができる。

附 則(平成17年6月8日告示第744号)

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項の適用日前に改正前の熊本県中小企業高度化資金貸付要項の規定に基づいて貸し付けられた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年4月28日告示第490号)

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項の適用日前に改正前の熊本県中小企業高度化資金貸付要項の規定に基づいて貸し付けられた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年6月23日告示第669号)

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この要項の適用日前に改正前の熊本県中小企業高度化資金貸付要項の規定に基づいて貸し付けられた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年6月1日告示第492号)

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この要項の適用日前に改正前の熊本県中小企業高度化資金貸付要項の規定に基づいて貸し付けられた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年8月1日告示第706号)

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年4月5日告示第366号)

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項の適用日前に改正前の熊本県中小企業高度化資金貸付要項の規定に基づいて貸し付けられた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

別表第1 中小企業者に対する貸付け(第3条の2第1項関係)

貸付けの対象事業	貸付けの相手方	貸付けの対象施設	貸付けの条件			
			利率(年)	償還期間(据置期間を含む)	据置期間	貸付額
経営革新計画承認グループ事業	<p>中小企業新事業活動促進法第10条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき事業を実施する、同法第9条第1項に規定する中小企業者等で、次のいずれかの者</p> <p>① 中小企業者等が事業実施のために結成するグループの一の代表者</p> <p>② グループの参加者全員の連名</p> <p>③ グループの参加者であるそれぞれの中小企業者等</p>	<p>以下に掲げる土地、建物(関連施設を含む)、構築物(関連施設を含む)又は設備</p> <p>① 開発研究及び試作品開発に係るもの</p> <p>② デザイン開発又はシステム開発に係るもの</p> <p>③ 試験及び検査に係るもの</p> <p>④ 需要開拓に係るもの</p> <p>⑤ 電子計算機</p> <p>⑥ 周辺装置</p> <p>⑦ 端末装置</p> <p>⑧ 伝送装置</p> <p>⑨ ①から⑧までに掲げる施設に関する教育・研修を行うためのもの</p> <p>⑩ その他①から⑨までに準ずる事業を行うために必要なもの</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。</p>	<p>20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間</p>	<p>3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間</p>	<p>整備資金(貸付けの相手方が貸付けの対象施設を取得、造成又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。)の100分の80以内</p>
異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	<p>中小企業新事業活動促進法第12条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に基づき事業を実施する、同法第2条第1項に規定する中小企業者で、次のいずれかの者</p> <p>① 中小企業者が事業実施のために結成するグループの一の代表者</p> <p>② グループの参加者全員の連名</p> <p>③ グループの参加者であるそれぞれの中小企業者</p>	<p>異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備</p>	<p>無利子</p>	<p>20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間</p>	<p>3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間</p>	<p>整備資金の100分の90以内</p>
下請振興事業計画承認グループ事業	<p>下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第7条第2項に規定する承認計画に基づき下請中小企業の振興に関する事業を実施する、同法第5条第1項に規定する特定下請組合等で、次のいずれかの者</p> <p>① 特定下請組合等が事業</p>	<p>以下に掲げる土地、建物(関連施設を含む)、構築物(関連施設を含む)又は設備</p> <p>① 開発研究及び試作品開発に係るもの</p> <p>② デザイン開発又はシステム開発に係るもの</p> <p>③ 試験及び検査に係るもの</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。</p>	<p>20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間</p>	<p>3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間</p>	<p>整備資金の100分の80以内</p>

	<p>実施のために結成するグループの一の代表者</p> <p>② グループの参加者全員の連名</p> <p>③ グループの参加者であるそれぞれの特定下請組合等</p>	<p>の</p> <p>④ 需要開拓に係るもの</p> <p>⑤ 電子計算機</p> <p>⑥ 周辺装置</p> <p>⑦ 端末装置</p> <p>⑧ 伝送装置</p> <p>⑨ ①から⑧までに掲げる施設に関する教育・研修を行うためのもの</p> <p>⑩ その他①から⑨までに準ずる事業を行うために必要なもの</p>				
総合効率化計画認定グループ事業	<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号。以下「流通業務総合効率化法」という。)第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に基づき同法第2条第2号に規定する流通業務総合効率化事業を実施する、同条第11号に規定する中小企業者で、次のいずれかの者</p> <p>① 中小企業者が事業実施のために結成するグループの一の代表者</p> <p>② グループの参加者全員の連名</p> <p>③ グループの参加者であるそれぞれの中小企業者</p>	<p>総合効率化計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備</p>	無利子	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内
施設集約化事業	<p>事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、又は協業組合、又は合併会社若しくは出資会社</p>	<p>事業協同組合等が取得、造成又は整備するものであって、施設集約化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。</p>	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内
連鎖化事業	<p>事業協同組合若しくは協同組合連合会、又は出資会社</p>	<p>連鎖化事業の用に供する本部施設として事業協同組合等が取得、造成又は整備する共同施設の土地、建物、構築物又は設備</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。</p>	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内
共同施設事業	<p>特定中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連</p>	<p>特定中小企業団体等が取得、造成又は整備するものであって、共同施設事業の用に供する土地、建物、構</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤</p>	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決	3年以内で知事が別途定める基準に基	整備資金の100分の80以内



	合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であってその直接若しくは間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小事業者（法第2条第1項第1号から第5号までの各号のいずれかに該当する者をいう。）であるもの、又は中小企業者である生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会をいう。）、又は企業組合若しくは協業組合	建築物又は設備	整備機構の定める利率による。	定した期間	づき決定した期間	
経営改革事業	特定中小企業団体又は出資会社	特定中小企業団体等が取得、造成又は整備するものであって、経営改革事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内
設備リース事業	特定中小企業団体	特定中小企業団体が組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善のために取得し、組合員等を買取予約付で賃貸する設備	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内
企業合同事業	合併会社又は出資会社	合併会社等が取得、造成又は整備するものであって、企業合同事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内
集団化事業	事業協同組合若しくは協同組合連合会、事業協同組合若しくは協同組合連合会の組合員等である特定中小事業者、企業組合、又は協業組合	事業協同組合等が、その組合員又は所属員が一の団地又は主として一の建物に集合して事業を行うために整備する工場、事業場、店舗その他の施設の土地、建物、構築物又は設備	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内
集積区域整備事業	事業協同組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、又はこれらの組合	事業協同組合等が、その組合員又は所属員の相当部分が集積している区域において組合員等の経営の合理化	独立行政法人中小企業基盤	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決	3年以内で知事が別途定める基準に基	整備資金の100分の80以内

<p>若しくは連合会の組合員等 である中小企業者</p>	<p>を図るために整備する工 場、事業場、店舗その他の 施設の土地、建物、構築物 又は設備</p>	<p>整備機 構の定 める利 率によ る。</p>	<p>定した期間</p>	<p>づき決定 した期間</p>	
----------------------------------	---	---	--------------	----------------------	--

別表第2 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対する貸付け(第3条の2第1項関係)

貸付けの対象事業	貸付けの相手方	貸付けの対象施設	貸付けの条件			
			利率(年)	償還期間(据置期間を含む)	据置期間	貸付額
地域産業創造基盤整備事業	特定会社、一般社団法人、一般財団法人、商工会等、又は市町村(特別区を含む)	特定会社等が取得、造成、又は整備するものであって、地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備(これに附帯する施設を含む。)	無利子	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内
商店街整備等支援事業	特定会社、一般社団法人、一般財団法人、又は商工会等	商店街整備等支援事業の用に供するため特定会社等が取得、造成、又は整備する以下の施設の土地、建物、構築物又は設備(これに附帯する施設を含む。) ① 商業活性化施設(商店街等の店舗の附帯的な集客施設として適当な規模と認められるもの) ② 共同店舗(主として一の建物の内部に集合して共同利用させるための店舗) ③ 空き店舗	無利子	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内
地域産業創造基盤整備活性化事業	過去に地域産業創造基盤整備活性化事業を行った特定会社、一般社団法人、一般財団法人、商工会等、又は市町村(特別区を含む)	特定会社等が取得、造成、又は整備するものであって、地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備(これに附帯する施設を含む。)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内
商店街整備等活性化支援事業	過去に商店街整備等支援事業を行った特定会社、一般社団法人、一般財団法人、又は商工会等	商店街整備等支援事業の用に供するため特定会社等が取得、造成、又は整備する以下の施設の土地、建物、構築物又は設備(これに附帯する施設を含む。) ① 商業活性化施設(商店街等の店舗の附帯的な集客施設として適当な規模と認めら	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める利率による。	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内

		れるもの)				
		② 共同店舗(主として 一の建物の内部に集 合して共同利用させ るための店舗)				
		③ 空き店舗				

別表第3 普通貸付以外の場合の対象となる事業及び貸付けの条件(第3条の2第2項関係)

貸付けの種類	対象となる事業	貸付けの条件			
		利率 (年)	償還期間 (据置期 間を含む)	据置期間	貸付額
小規模事業者貸付	集団化事業、集積区域整備事業	別表第1と同じ			整備資金の100分の90以内
広域貸付	連鎖化事業、共同施設事業、設備リース事業、企業合同事業、集団化事業	別表第1と同じ			整備資金の100分の80以内。ただし集団化事業にあつては、小規模事業者貸付の要件に適合する場合は整備資金の100分の90以内
施設再整備貸付		別表第1と同じ			整備資金の100分の80以内。ただし
(1) 第3条第1項第3号アに該当する場合	経営革新計画承認グループ事業、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業、下請振興事業計画承認グループ事業、総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業、連鎖化事業、共同施設事業、経営改革事業、設備リース事業、企業合同事業、集団化事業、集積区域整備事業				集団化事業及び集積区域整備事業にあつて小規模事業者貸付の要件に適合する場合及び異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業に係る貸付けについては整備資金の100分の90以内
(2) 第3条第1項第3号イに該当する場合	集団化事業				
災害復旧貸付	経営革新計画承認グループ事業、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業、下請振興事業計画承認グループ事業、総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業、連鎖化事業、共同施設事業、経営改革事業、設備リース事業、企業合同事業、集団化事業、集積区域整備事業、地域産業創造基盤整備事業、商店街整備等支援事業、地域産業創造基盤整備活性化事業、商店街整備等活性化支援事業	無利子	別表第1及び第2と同じ		整備資金の100分の90以内
緊急健康被害等防止貸付	経営革新計画承認グループ事業、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業、下請振興事業計画承認グループ事業、総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業、連鎖化事業、共同施設事業、経営改革	無利子	別表第1及び第2と同じ		整備資金の100分の90以内

事業、設備リース事業、企業合 同事業、集団化事業、集積区域 整備事業、地域産業創造基盤整 備事業、商店街整備等支援事 業、地域産業創造基盤整備活 性化事業、商店街整備等活性化支 援事業		
--	--	--

別表第4 無利子貸付の特例(第3条の2第3項関係)

要件	対象となる事業
右の対象となる事業のうち、当該事業を実施する事業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同小組合若しくは協業組合の組合員又は所属員、合併会社の合併者又は出資会社の出資者の3分の2以上が、製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合	施設集約化事業
右の対象となる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設、又は省資源・省エネルギー共同施設に係る貸付け	共同施設事業、集団化事業
右の対象となる事業のうち、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)第5条第3項に規定する認定振興計画、同法第8条第3項に規定する認定共同振興計画、又は同法第10条第3項に規定する認定活性化計画に基づき実施する事業に係る貸付け	経営改革事業
右の対象となる事業のうち、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第20条第2項に規定する中小企業承認事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け	
右の対象となる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の整備に係る貸付け	集団化事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業に係る貸付け	経営革新計画承認グループ事業、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業、下請振興事業計画承認グループ事業、総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業、共同施設事業、経営改革事業、集団化事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、中小小売商業振興法(以下「小売振興法」という。)第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る貸付け	共同施設事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、小売振興法第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る貸付け	集団化事業
右の対象となる事業のうち、小売振興法第4条第3項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る貸付け	施設集約化事業
右の対象となる事業のうち、小売振興法第4条第4項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施する事業に係る貸付け	経営改革事業
右の対象となる事業のうち、小売振興法第4条第5項の認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け	連鎖化事業
右の対象となる事業のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第5条第2項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る貸付け	施設集約化事業、共同施設事業、集団化事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、流通業務総合効率化法第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る貸付け	総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業(特定中小企業団体が行う事業に限る)、共同施設事業、企業合同事業、集団化事業、集積区域整備事業

<p>右の対象となる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。)第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第9項に規定する特定事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け</p>	<p>共同施設事業、経営改革事業、集団化事業</p>
<p>右の対象となる事業のうち、中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け</p>	<p>施設集約化事業、共同施設事業(特定中小企業団体が行う事業に限る)、集団化事業、集積区域整備事業</p>
<p>右の対象となる事業のうち、中小企業新事業活動促進法第10条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る貸付け</p>	<p>経営革新計画承認グループ事業、施設集約化事業、連鎖化事業、共同施設事業、経営改革事業、設備リース事業、企業合同事業、集団化事業</p>
<p>右の対象となる事業のうち、下請振興法第7条第2項に規定する承認振興事業計画に基づき実施する事業に係る貸付けであって、当該事業に参加する事業者のうち70%以上が承認振興事業計画に記載された中小企業者であるもの</p>	<p>下請振興事業計画承認グループ事業、総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業、連鎖化事業、共同施設事業、経営改革事業、設備リース事業、集団化事業</p>
<p>右の対象となる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の重要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け</p>	<p>施設集約化事業、共同施設事業、集団化事業、集積区域整備事業</p>



別記第1号様式(第7条関係)

中小企業高度化事業計画認定申請書

年 月 日

熊本県知事 様

名称  
代表者名  
所在地  
電話番号

中小企業高度化資金の貸付けを受けて 事業を下記のとおり実施したい  
ので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第7条第1項の規定により、高度化事業計画の認  
定を申請します。

記

(金額単位：千円)

1 組合等の名称			
2 事業実施年度	認定対象計画		
	全体		着工分
	年度～	年度	年度
3 総事業費			
4 貸付対象事業費			
5 借入希望金額			
内訳	県負担見込額		
	機構負担見込額		
6 事業計画の概要	別紙認定申請調書のとおり		
7 償還期限(うち据置期間)			
8 利率			
9 その他特記事項			

(備考)

- (1) 「着工分」とは、県が着工許可の対象としている事業をいう。
- (2) 認定対象計画の全体部分と着工分が同一である場合は、着工分は記載不要。

(添付書類)

- 1 認定申請調書
- 2 診断報告書及び診断指導意見対応書
- 3 機構が別に定める様式に従い作成した中小企業高度化事業実施計画書(計画修正がある場合は修正計画)
- 4 主務大臣又は県知事の承認又は認定を受けた計画に基づき実施される事業について

ては、当該計画書及び承認書又は認定書の写し

(手続き中のものにあつては、その他特記事項欄にその旨記載すること)

5 県税の未納・滞納がないことを証する書類(申請者が組合等である場合には、その構成員についても提出すること)

別記第2号様式(第8条関係)

中小企業高度化資金貸付申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名称

代表者名

所在地

電話番号

郵便番号

中小企業高度化資金の貸付けを受けたいので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

資金の種類		貸付申請額			千円			
設備投資計画	施設名	面積又は数量	形式又は構造	契約金額	貸付対象額	契約年月日	設置完了(予定)年月日	支払方法
	計							
資金調達計画	調達先		金額	構成比	調達方法			
	借入金	中小企業高度化資金申請額			金利	期間	担保	
					金利	期間	担保	
	その他							
	自己資金				出資金	資産処分	積立金等	
計			100%					
設置(予定)場所				借入希望時期		年 月 日		

(添付書類)

事業実施計画書及び関係書類

別記第3号様式(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

中小企業高度化資金貸付決定通知書

年 月 日付で申請のあった中小企業高度化資金の貸付けについては、  
熊本県中小企業高度化資金貸付要項第9条第1項の規定に基づき下記のとおり決定したの  
で通知します。

記

- 1 資金の種類
- 2 貸付決定額 金 円
- 3 貸付期間 年(うち据置期間 年)
- 4 貸付利率
- 5 貸付対象施設の内容 別紙査定書のとおり

別記第4号様式(第10条関係)

中小企業高度化資金貸付変更申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名称  
代表者名  
所在地  
電話番号  
郵便番号

年 月 日付けで貸付申請をしました申請額については、事業費等が下記のとおり変更になりましたので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第10条第1項の規定により関係書類を添えて変更申請します。

記

1 変更後の貸付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 変更の内容(貸付対象事業費)

項目	変更前の内容	変更後の内容	備考
合 計			

内容については、数量・金額等を記入してください。

3 変更の理由(詳細に記入してください。)(別紙でも可)

別記第5号様式(第11条関係)

対象施設設置延期承認申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名称

代表者名

所在地

電話番号

年 月 日付け 第 号をもって中小企業高度化資金の貸付けの決定を受けました対象施設は、年度内に設置を完了することが困難となりましたので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第11条第2項の規定により、設置完了期日を下記のとおり承認くださるよう申請します。

記

1 貸付年度

年度

2 対象施設の内容

イ 対象施設の内容

ロ 金額

円

3 設置延期の理由

4 設置計画

イ 着工年月日

ロ 現在の進捗状況

ハ 完成年月日

5 代金支払計画

備考 工事契約者の工事遅延理由書を添付してください。

別記第6号様式(第13条関係)

対象施設設置完了報告書

年 月 日

熊本県知事

様

名称

代表者名

所在地

電話番号

年 月 日付け 第 号をもって中小企業高度化資金の貸付けの決定を受けた対象施設は、下記のとおり設置を完了しましたので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第13条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 対象施設の設置状況

対象施設名					
規格・型式・構造					
数量					
購入金額 (円)					
発注年月日					
設置完了年月日					
稼働開始年月日					
製造者名					
製造年月日					
製造番号					
購入先住所・名称					

2 代金の支払状況

対象施設 名	数量	契約額 (円)	代金支払状況			
			支払年月 日	現金手形 の別	金額 (円)	手形の場合はその 決済期日

(注) (1) 手形支払の場合は、決済期日ごとに金額を示してください。

(2) 欄が不足する場合は、継紙を付してください。

3 資金の調達方法

県からの借入金		円
金融機関等の借入先からの借入金		円
		円
		円
		円
		円
自己資金		円
その他		円
計		円

(添付書類)

- 1 代金支払の事実を証する書類の写し
- 2 対象施設の写真



別記第7号様式(第13条関係)

中小企業高度化資金交付請求書

年 月 日付け 第 号で貸付決定の通知を受けました 年度  
中小企業高度化資金について、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第13条第2項の規定  
により、下記の金額を交付くださるよう請求します。

記

請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

名称  
代表者名  
所在地

金融機関	(金融機関名)	(支店等名)
預金種目	1 普通	2 当座
口座番号		
口座名義		

熊本県知事 様

内 訳	対象施設代金支払状況報告書確認 貸付決定済
-----	--------------------------

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

職氏名

別記第8号様式(第13条関係)

中小企業高度化資金貸借契約書

熊本県(以下「甲」という。)は、(以下「乙」という。)に対して証書貸付けの方法で、平成 年 月 日下記条項により金員を貸与し、乙はこれを受領して借用した。

記

第1条 甲は、次の各号に掲げる事項により、中小企業高度化資金として金員を乙に貸与するものとする。

- (1) 金額 金 円
- (2) 用途 資金貸付金
- (3) 償還方法 この貸付金は、貸付後 年据置きとし、以後次のとおり償還するものとする。  
平成 年 月から平成 年 月まで毎年  
月 日に金 円(ただし最終回は、金  
円)あて 回に分割償還する。

(4) 利息及び利息の支払方法

利息は年 パーセントとする。ただし、1年未満の期間については日割計算によるものとする。

前記利息の額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

利息の支払方法は、平成 年 月 日を第1回とし、以後毎年 月 日に前1年分を後払いするものとする。

(5) 違約金

乙が償還期限までに所定の金額を償還しないときは、償還期限の翌日から償還完了の日まで延滞した元金につき年10.75パーセントの割合で甲に違約金を支払わなければならない。

前記違約金の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前記第1号の貸付金額算出の基礎は、別紙のとおりとする。

3 甲が乙に対して貸し付ける割合は、甲が査定した金額(以下「査定額」という。)の100分の 以内とし、乙が査定額を下回って貸付対象施設を設置したときは、査定額と設置額との差額の100分の には直ちに甲に返還しなければならない。ただし、返還額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

4 前項の規定により返還した後の残額の償還方法については、契約を更改するものとする。

第2条 乙は、本契約による債務履行確保のため、貸付対象施設を甲の承認なく譲渡若しくは貸与し、又は担保に供してはならないものとし、貸付対象施設及び甲の指定する資産に本契約の債務の担保として抵当権を設定するものとする。

第3条 甲は、必要と認めるときはいつでも乙の書類、帳簿、財産又は事業の状態について検査することができる。

第4条 乙は、毎決算期の事業報告書、財務諸表及び利用状況報告書を甲に提出しなければならない。

第5条 乙は、貸付対象施設及び事業経営について重大な事故を生じたときは直ちに甲に報告しなければならない。

第6条 本契約書の作成及び登録に要する費用その他本契約に関する一切の費用は、乙が負担するものとする。

第7条 保証人は、本契約から生ずる一切の債務について乙と連帯して債務を支払うものとする。

第8条 乙が本契約に違反したときは、甲は乙に対して償還期限のいかんにかかわらず貸付金の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 前項の場合において、当該返還金に対する利息については、甲は第1条第1項第4号の規定にかかわらず直ちに納入を請求することができる。

3 第1項の場合において、当該返還金を甲が指定した期限までに乙が納入しないときは第1条第1項第5号の規定により算出した違約金を徴収する。

第9条 乙及び保証人は、本債務を履行しないときは直ちに強制執行に服する旨陳述した。

第10条 本契約に特別の規定がないものについては、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)及び熊本県中小企業高度化資金貸付要項(平成 年熊本県告示第 号)によるほか、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

平成 年 月 日

甲(債権者) 熊本県  
代表者 熊本県知事

乙(債務者)

保証人

保証人

別紙

貸付対象施設 名	数量	取得価格	県査定額	貸付額
土地		千円	千円	千円
建物				
設備				
構築物				
その他				
合計				

別記第9号様式(第14条関係)

保証人変更承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

名称  
代表者名  
所在地  
電話番号

年 月 日付けで締結した中小企業高度化資金貸借契約に係る連帯保証人を下記のとおり変更したいので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第14条第2項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 連帯保証人変更の理由

2 変更する連帯保証人

連帯保証人脱退者	連帯保証人追加者

(添付書類)

- 1 総会又は理事会の議事録の写し
- 2 連帯保証人追加者の住民票又は法人登記簿謄本
- 3 他のすべての連帯保証人の同意書
- 4 連帯保証人追加者の保証人調書・資産証明書・印鑑証明書
- 5 その他

別記第10号様式(第17条関係)

中小企業高度化資金繰上償還承認申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名 称

代表者名

所在地

電話番号

年度において貸付金の交付を受けた中小企業高度化資金の全額(一部)を繰上償還したいので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第17条第5項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 繰上償還希望額(借入が複数の場合は、借入1件ごとに記入) 円

2 償還希望時期 年 月頃を希望

3 繰上償還を希望する理由

4 組合の状況

(1) 高度化事業目的の達成内容

(集団化効果、立地改善効果、共同化効果など具体的に記入)

(2) 組合の運営状況

(組合の共同事業の実施状況など具体的に記入)

(3) 今後の運営形態・方針等

5 一部繰上償還の場合、組合運営・償還・債権管理に対して取った対策などを記入

(添付書類)

1 総会又は理事会の議事録の写し

2 繰上償還に係る貸付対象施設の図面

3 その他

別記第11号様式(第20条関係)

中小企業高度化資金約定償還猶予申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名称

代表者名

所在地

電話番号

年度において貸付けを受けた中小企業高度化資金について、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第20条の規定に基づき下記の通り償還を猶予くださるよう申請します。

記

1 償還猶予を申請する約定償還金及び償還猶予希望額

約定日	約定償還額	償還猶予希望額
年 月 日	円	円

2 償還猶予を申請する理由

(添付書類)

- 1 貸付先の沿革(設立の目的、事業計画の概要)
- 2 業績不振理由及び改善計画
- 3 収支予想
- 4 借入明細、他金融機関の猶予の状況及び今年度の借入予定
- 5 関係機関(指導機関、行政機関、金融機関、組合及び組合員)の協力状況
- 6 連続貸借対照表・損益計算書
- 7 資金繰実績表(前決算期)
- 8 資金繰実績予定表(今決算期、約定償還した場合と償還猶予した場合を作成)
- 9 貸付先の固定資産名寄帳兼課税台帳
- 10 保証人調査表
- 11 その他県が要求する資料

別記第12号様式(第20条の2関係)

中小企業高度化資金約定償還猶予申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名称

代表者名

所在地

電話番号

年度において貸付けを受けた中小企業高度化資金について、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第20条の2の規定に基づき下記の通り償還を猶予くださるよう申請します。

記

1 償還猶予を申請する約定償還金及び償還猶予希望額

約定日	約定償還額	償還猶予希望額
年 月 日	円	円
年 月 日	円	円
年 月 日	円	円

2 償還猶予を申請する理由

(添付書類)

- 1 貸付先の沿革(設立の目的、事業計画の概要)
- 2 業績不振理由及び改善計画
- 3 収支予想
- 4 借入明細、他金融機関の猶予の状況及び今年度の借入予定
- 5 関係機関(指導機関、行政機関、金融機関、組合及び組合員)の協力状況
- 6 連続貸借対照表・損益計算書
- 7 資金繰実績表(前決算期)
- 8 資金繰実績予定表(今決算期、約定償還した場合と償還猶予した場合を作成)
- 9 貸付先の固定資産名寄帳兼課税台帳
- 10 保証人調査表
- 11 経営改善計画書
- 12 その他県が要求する資料



別記第13号様式(第20条の3関係)

中小企業高度化資金約定償還猶予申請書

年 月 日

熊本県知事 様

名称  
代表者名  
所在地  
電話番号

年度において貸付けを受けた中小企業高度化資金について、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第20条の3の規定に基づき下記の通り償還を猶予くださるよう申請します。

記

- 1 倒産等の状況にある組合員等の名称及びその概要
- 2 今後の償還計画

約定日	約定償還額	希望する償還額
年 月 日	円	円
年 月 日	円	円
年 月 日	円	円

(注) 欄が不足する場合は、別紙に作成してください。

(添付書類)

- 1 貸付先の沿革(設立の目的、事業計画の概要)
- 2 業績不振理由及び改善計画
- 3 収支予想
- 4 借入明細、他金融機関の猶予の状況及び今年度の借入予定
- 5 関係機関(指導機関、行政機関、金融機関、組合及び組合員)の協力状況
- 6 連続貸借対照表・損益計算書
- 7 資金繰実績表(前決算期)
- 8 資金繰実績予定表(今決算期、約定償還した場合と償還猶予した場合を作成)
- 9 貸付先の固定資産名寄帳兼課税台帳
- 10 保証人調査表
- 11 その他県が要求する資料

別記第14号様式(第20条の4関係)

中小企業高度化資金最終償還期限延長申請書

年 月 日

熊本県知事 様

名称  
代表者名  
所在地  
電話番号

年度において貸付けを受けた中小企業高度化資金について、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第20条の4の規定に基づき下記の通り最終償還期限を延長してくださるよう申請します。

記

- |   |                 |       |   |     |    |
|---|-----------------|-------|---|-----|----|
| 1 | 次回の約定償還金        | 約定日   | 年 | 月   | 日  |
|   |                 | 約定償還額 |   |     | 円  |
| 2 | 償還猶予希望額         |       |   |     | 円  |
| 3 | 希望する延長期間        | 年     | 月 | 日まで | 年間 |
| 4 | 延長期間中の年償還額      |       |   |     | 円  |
| 5 | 最終償還期限延長を申請する理由 |       |   |     |    |

(添付書類)

- 1 貸付先の沿革(設立の目的、事業計画の概要)
- 2 業績不振理由及び改善計画
- 3 収支予想
- 4 借入明細、他金融機関の猶予の状況及び今年度の借入予定
- 5 関係機関(指導機関、行政機関、金融機関、組合及び組合員)の協力状況
- 6 連続貸借対照表・損益計算書
- 7 資金繰実績表(前決算期)
- 8 資金繰実績予定表(今決算期、約定償還した場合と償還猶予した場合を作成)
- 9 貸付先の固定資産名寄帳兼課税台帳
- 10 保証人調査表
- 11 その他県が要求する資料

別記第15号様式(第23条関係)

対象施設利用状況報告書

年 月 日

熊本県知事 様

名称  
代表者名  
所在地  
電話番号

中小企業高度化資金の貸付けを受けて設置した対象施設について、年4月1日から年3月31日までの期間における対象施設の利用状況を、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第23条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 高度化資金貸付先の概要( 内は組合のみ御記入ください)

貸付先の事業内容	年3月31日現在の借入残高	千円	出資金	千円	前年度中の出資金額の増減	千円

2 年3月31日現在の高度化資金貸付対象施設の状況

施設の種類	年3月31日現在の数量又は面積	年3月31日現在の決算書上の価格	利用状況に関する特記事項(改造、譲渡、交換、貸与、使用中止、目的外使用、破損、滅失等)
土地			
建物			
構築物			
設備			

3 年4月1日から 年3月31日までの変動状況

(増改築や設備の購入、専有する組合員の入れ替え等を日付順に記入してください)

変動のあった施設	数量 (面積)	変動のあった時期 (年月日)	変動に係る 経費	左の経費の 調達方法	変動の理由

4 共同施設(又は協業施設)の利用状況(組合のみ御記入ください)

共同施設 名	生産額(売上高)又は 利用件数	利用割合			利用組合 員数 (人)	一組合員 の最高利 用率 (%)
		組合員利 用の額又 は件数 (A)	員外利用 の額又は 件数 (B)	$\frac{(B)}{(A)}$ (%)		

5 高度化資金償還財源の調達方法及び今年度償還財源の確保状況

(注) 償還財源の調達方法は事業収入、組合員からの賦課金収入(毎月手形で徴収)等、具体的に記入してください。

6 添付書類

- ・決算書を含む直近の通常(定時)総会資料一式
- ・貸付対象施設のレイアウト図(原則としてA4の用紙に各組合員の配置を示し、組合員名、土地・建物の面積を記入)
- ・組合員名簿(組合のみ御提出ください)

(注) 記入欄が狭い場合は、別紙に記入して添付してください。

別記第16号様式(第24条関係)

中小企業高度化事業実施期間延長承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

名称  
代表者名  
所在地  
電話番号

当組合(社)が実施中の高度化事業計画について、事業実施期間を下記のとおり延長したいので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第24条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 延長する期間 年間( 年度から 年度まで)
- 2 延長する理由

(添付書類)

- 1 総会又は理事会の議事録の写し
- 2 その他

(注) 不要の文字は消去してください。

別記第17号様式(第24条関係)

中小企業高度化事業計画変更(中止)承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

名称  
代表者名  
所在地  
電話番号

当組合(社)が実施中の高度化事業計画について、下記のとおり内容を変更(中止)したいので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第24条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 計画変更の内容及びその理由(中止の理由)

(添付書類)

- 1 総会又は理事会の議事録の写し
- 2 その他

(注) 不要の文字は消去してください。

別記第18号様式(第24条関係)

中小企業高度化資金貸付対象施設改造承認申請書

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

名称  
代表者名  
所在地  
電話番号

年度において貸付を受けた熊本県中小企業高度化資金に係る貸付対象施設について、下記のとおり改造したいので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第24条第1項の規定により、申請します。

記

改造する組合員の名前	
改造する施設	
改造する理由	
改造の概要及び構造・面積	
改造に要する金額	円
資金調達の方法	
着工・竣工の予定	平成 年 月 日

(添付書類)

- 1 改造の内容に関する資料(図面・見積書等)
- 2 総会又は理事会の議事録の写し

別記第19号様式(第24条関係)

中小企業高度化資金貸付対象施設使途変更承認申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名称

代表者名

所在地

電話番号

年度において貸付金の交付を受けた中小企業高度化資金に係る貸付対象施設の使途について、下記のとおり変更したいので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第24条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 使途変更しようとする貸付対象施設の名称、数量及び変更後の使途

2 使途変更の理由

(添付書類)

- 1 総会又は理事会の議事録の写し
- 2 使途を変更する貸付対象施設の図面
- 3 その他



別記第20号様式(第24条関係)

中小企業高度化資金貸付対象施設賃貸(交換、譲渡)承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

名称  
代表者名  
所在地  
電話番号

年度において貸付金の交付を受けた中小企業高度化資金に係る貸付対象施設について、下記のとおり賃貸(交換、譲渡)したいので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第24条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- 1 賃貸(交換、譲渡)しようとする貸付対象施設の名称及び数量
- 2 賃貸(交換、譲渡)予定の相手方の住所・氏名
- 3 賃貸(交換、譲渡)予定価格
- 4 賃貸(交換、譲渡)しようとする理由

(添付書類)

- 1 総会又は理事会の議事録の写し
- 2 賃貸(交換、譲渡)しようとする貸付対象施設の図面
- 3 その他

(注) 不要の文字は消去してください。

別記第21号様式(第24条関係)

中小企業高度化資金貸付に係る担保物の譲渡等承認申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名称  
代表者名  
所在地  
電話番号

年度において貸付金の交付を受けた中小企業高度化資金に係る担保物について、下記のとおり譲渡(貸し付け、他の債権者への担保提供、形状の変更)をする必要がありますので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第24条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- 1 譲渡(貸し付け、他の債権者への担保提供、形状の変更)しようとする担保物の名称及び数量
- 2 譲渡(貸し付け、他の債権者への担保提供、形状の変更)する理由

(添付書類)

- 1 総会又は理事会の議事録の写し
- 2 担保物の登記簿謄本
- 3 担保物の所在及び概要を示す図面
- 4 その他

(注) 不要の文字は消去してください。

別記第22号様式(第24条関係)

組合員等加入承認申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名称

代表者名

所在地

電話番号

当組合に下記のを加入させたいので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第24条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 加入の理由

2 新しく加入する組合員等の概要

会社名または店名			
代表者名		取り扱い業種	
資本金	円	従業員数	人
使用面積	m <sup>2</sup>	加入予定日	平成 年 月 日

3 この組合員等加入後の組合員数( )、テナント数( )

(添付書類)

- 1 総会又は理事会の議事録の写し
- 2 新しい組合員等の法人登記簿謄本(法人でない場合は代表者の住民票)
- 3 新しい組合員等の定款・株主名簿(法人の場合)
- 4 新しい組合員等の過去3ヶ年分の決算書(法人でない場合は確定申告書又は青色申告書の写し)
- 5 新しい組合員等の位置を記載した図面
- 6 その他

別記第23号様式(第24条関係)

テナント加入承認申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名称

代表者名

所在地

電話番号

中小企業高度化資金に係る貸付対象施設にテナントとして下記のものを加入させたいので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第24条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 加入の理由

2 テナント加入者の概要

会社名または店名			
代表者名		取り扱い業種	
資本金	円	従業員数	人
使用面積	m2	加入予定日	平成 年 月 日

3 このテナント加入後の組合員数( )、テナント数( )

(添付書類)

- 1 総会又は理事会の議事録の写し
- 2 テナント加入者の法人登記簿謄本(法人でない場合は代表者の住民票)
- 3 テナント加入者の定款・株主名簿(法人の場合)
- 4 テナント加入者の過去3ヶ年分の決算書(法人でない場合は確定申告書又は青色申告書の写し)
- 5 テナント加入者の位置を記載した図面
- 6 その他

別記第24号様式(第24条関係)

組織又は出資者に関する変更承認申請書

年 月 日

熊本県知事

様

住所

組合名

代表者名

電話番号

当組合(当組合の組合員 )の組織(出資者)を下記のとおり変更したいので、熊本  
県中小企業高度化資金貸付要項第24条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

(添付書類)

(注) 不要の文字は消去してください。

別記第25号様式(第25条関係)

氏名等変更届

年 月 日

熊本県知事

様

住所  
組合名  
代表者名  
電話番号

このことについて、下記のとおり氏名等の変更が生じたので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第25条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 変更内容

	新	旧
氏名又は名称		
住所		
法人の代表者		

(添付書類)

- 1 法人登記簿謄本
- 2 組織変更を伴う場合
  - (1) 株主総会等の議事録
  - (2) 組織変更後の定款
  - (3) 組織変更後の株主又は出資者の名簿
  - (4) 組織変更後の役員名簿

別記第26号様式(第25条関係)

中小企業高度化事業変更等届出書

年 月 日

熊本県知事

様

住所

組合名

代表者名

電話番号

年度において貸付金の交付を受けた中小企業高度化資金に係る事業について、下記のとおり変更が生じたので、熊本県中小企業高度化資金貸付要項第25条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

(添付書類)

